



鳥取県公報

平成 21 年 2 月 6 日 (金)
第 8 0 6 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (68) (指導管理課) 2
	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (69) (福祉保健課) . . . 2
	生活保護法による介護機関の指定 (70) (〃) 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (71) (障害福祉課) 4
	オキナグサ保護管理事業計画の認定 (72) (公園自然課) 4
	県営土地改良事業計画の変更 (73) (耕地課) 4
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (74) (水産課) 5
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (75) (治山砂防課) 5
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (企業局経営企画課) 6
	制限付一般競争入札の実施 (4 件) (警察本部会計課) 9

告 示

鳥取県告示第68号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

平成20年度鳥取県被災住宅地危険度判定士養成講習会に係るテキスト代の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部技術企画課

課長補佐 谷口 明美

3 委任期間

平成21年2月6日から同月16日まで

鳥取県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	訪問看護ステーション よなご中央	米子市茶町25	平成20年9月 30日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	介護予防訪問看護ステーション よなご中央	米子市茶町25	平成20年9月 30日

鳥取県告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社土井	米子市博労町三丁目83-1	すみれ薬局	米子市博労町三丁目83-1	居宅療養管理指導	平成19年12月1日
有限会社ライブアシスト	米子市新開一丁目4-20	ライブアシスト訪問看護ステーション	米子市新開一丁目4-20	訪問看護	平成20年6月1日
医療法人真誠会	米子市河崎580	訪問リハビリテーションゆうとぴあ	米子市河崎581-3	訪問リハビリテーション	〃
医療法人昌生会	米子市中島二丁目1-46	ヘルパーステーション新田	米子市中島二丁目1-54	訪問介護	平成20年10月7日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社土井	米子市博労町三丁目83-1	すみれ薬局	米子市博労町三丁目83-1	介護予防居宅療養管理指導	平成19年12月1日
有限会社ライブアシスト	米子市新開一丁目4-20	ライブアシスト訪問看護ステーション	米子市新開一丁目4-20	介護予防訪問看護	平成20年6月1日
医療法人真誠会	米子市河崎580	訪問リハビリテーションゆうとぴあ	米子市河崎581-3	介護予防訪問リハビリテーション	〃
鳥取西部農業協同組合	米子市東福原一丁目5-16	鳥取西部農業協同組合指定介護予防訪問介護事業所	米子市東福原一丁目5-16	介護予防訪問介護	平成20年9月1日
有限会社すみれ会	米子市西福原九丁目6-20	ケアステーションすみれ会	米子市西福原九丁目6-20	〃	平成20年10月1日
医療法人昌生会	米子市中島二丁目1-46	ヘルパーステーション新田	米子市中島二丁目1-54	〃	平成20年10月7日
特定非営利活動法人地域福祉ネット	米子市錦町二丁目235	NPO法人すみれ訪問看護ステーション	米子市錦町二丁目235	介護予防訪問看護	平成20年11月1日

3 居宅介護支援事業所

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人地域福祉ネット	米子市錦町二丁目235	NPO法人ケアプランセンターすみれ	米子市錦町二丁目235	平成20年11月1日

鳥取県告示第71号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社アオト薬局 代表取締役 青砥 毅	米子市榎原1888-6	有限会社アオト薬局	米子市榎原1888-6	育成医療 更生医療	平成21年2月1日

鳥取県告示第72号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づき、県以外の者が行う保護管理事業について、その事業計画が鳥取県オキナグサ保護管理事業計画に適合していると認定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保護管理事業を行う者の住所及び氏名
東伯郡湯梨浜町大字原584
原オキナグサを守る会 会長 長 暉
- 2 保護管理事業の内容
 - (1) 生育状況把握のためのモニタリング
 - (2) 自生地周辺の草刈等による生育地の保全・管理
 - (3) 生育地における盗採取防止のための普及啓発活動及び巡視活動
 - (4) 生育地拡大のための野生個体群の移植活動
- 3 認定年月日 平成21年1月22日

鳥取県告示第73号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業名和地区農業用排水、農道整備、区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成21年2月6日から同月26日まで

3 縦覧に供する場所

大山町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第74号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成21年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取浜村加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第75号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成21年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

山根地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
倉吉市山根字管原323-1地先道路敷	1号
倉吉市山根字奥田243-1	2号
倉吉市山根字小谷平264	3号
倉吉市山根字村廻り317-1	4号
倉吉市山根字村廻り310-1地先道路敷	5号

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

日野川工業用水道事業運転監視業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

米子市八幡165 鳥取県企業局西部事務所

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他設備保守管理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請を平成21年2月13日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年2月6日（金）から同年3月4日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成16年度以降に、水道（上水、下水及び工業用水を含む。以下同じ。）施設又は中央監視制御盤を有する建物（延べ床面積がおおむね5,000平方メートル以上）での運転・監視業務（作業現場で技術員を常時駐在させる業務体制（以下「現場常駐体制」という。）によるものに限る。）を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(5) 本件業務の履行期間中、次に掲げる要件をすべて満たす者を業務責任者として選任することが可能な者であること。なお、業務責任者は技術員を兼ねることができる。

ア 平成21年2月23日（月）において入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であるものをいう。以下同じ。）にある者であること。

イ (6)の技術員以上の実務経験、知識及び技術を有する者であること。

ウ 技術員を兼ねる場合は、(6)の要件を満たす者であること。

(6) 本件業務の履行期間中、平日の夜間及び鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）において、次に掲げる要件をすべて満たす技術員1名以上に

よる現場常駐体制を組むことが可能な者であること。

ア 次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。

(ア) 水道施設又は建物の電気・機械設備の保守管理若しくは運転監視に係る業務について実務経験を2年以上有する者であること。

(イ) 電気事業法(昭和39年法律第170号)に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者であること。

(ウ) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に規定する第1種電気工事士免状又は第2種電気工事士免状の交付を受けている者であること。

イ 施設内の高所(地上高約3メートルの沈殿池)での巡視が可能なこと。

ウ 平成21年4月1日(水)において、入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係にある者であること。

(7) 県内に本店、支店、営業所、出張所等を有している者又は業務開始までに設置できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

ア 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課総務係

電話 0857-26-7443

ファクシミリ 0857-26-8193

イ 技術的事項に関する問合せ先

〒683-0012 米子市八幡165

鳥取県企業局西部事務所

電話 0859-26-0017

ファクシミリ 0859-26-0437

(2) 競争入札参加資格申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成21年2月6日(金)から同月20日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyoukyoku>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者においては、次により交付するものとする。

ア 直接交付する場合

(ア) 交付期間及び時間

平成21年2月6日(金)から同月20日(金)までの日(休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(イ) 交付場所

(1)のアに同じ。

イ 郵便による場合

平成21年2月6日(金)から同月17日(火)までの日(休日を除く。)に240円分の切手をはり付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、(1)のアの場所へ請求すること。

(4) 現地説明会の開催

ア 日 時 平成21年2月12日(木)(時間については、説明会に参加する者に別に連絡する。)

イ 場 所 (1)のイに同じ。

ウ 申込方法 法人等の名称、代表者の氏名及び参加希望者（各法人等2名まで）を明記の上、郵便又はファクシミリにより平成21年2月10日（火）までに、（1）のイの場所に申し込むこと。

エ 資料閲覧 業務で作成する年報等の資料を、平成21年2月6日（金）から同月20日（金）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、（1）のイの場所で閲覧に供する。

（5）郵便等による入札

不可とする。

（6）入札及び開札の日時及び場所

平成21年3月4日（水）午後1時

鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局会議室

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の（1）のアの場所に平成21年2月23日（月）午後4時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第65条の4に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

（4）落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 落札者は、契約締結後、平成21年3月16日（月）までに入札説明書に定める現場常駐体制に関する書類を提出しなければならない。提出されない場合又は2の(6)の要件を満たさない場合は、契約を解除するものとする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

パーキング・チケット発給設備管理業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取県鳥取警察署が管轄する区域

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年2月25日（水）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年2月6日（金）から同年3月12日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第49条第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第6条の8の規定により、次のいずれにも該当する法人として公安委員会が認める法人であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、

相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。

ウ 2名以上の雇用者を委託業務の履行場所に配置できること。

エ 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付を受けている者を雇用していること又は都道府県から委託を受けてパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務を履行した実績を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(3)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(4)に掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部交通部交通企画課総務係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成21年2月6日(金)から同月19日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成21年2月20日(金)午前11時

鳥取県警察本部第1会議室(鳥取県警察本部庁舎1階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年3月12日（木）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月11日（水）午後5時までとする。）

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)アの場所に平成21年3月6日（金）午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(4)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)イの場所に同年2月25日（水）午後3時まで提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

安全運転管理者及び副安全運転管理者講習業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取県内

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年2月25日（水）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年2月6日（金）から同年3月12日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、次のいずれにも該当する法人として公安委員会が認める法人であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の

6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 法人の場合、道路における交通の安全に寄与することを目的とするもの。

ウ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。

エ 委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

オ 講習の委託業務を行う事業所において、委託業務に従事する職員を配置すること。

カ 委託業務を行うのに必要な能力を有する者が置かれていること。

(ア) 講習の科目及び内容に応じて必要な学識経験者及び専門的知識を有する者（自動車安全運転センターが行う自動車の運転の管理に関する研修の課程又はこれに相当する課程を修了した者をいう。）又は、講師として法第108条の2第1項第1号に掲げる講習（安全運転管理者等講習）に従事した経験を有する者を講師として充てることが出来ること。

(イ) 委託業務に関しトラブルが生じた場合は、責任者において即時対応が可能であること。

キ 講習に必要な視聴覚機器を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(3)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(4)に掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部交通部交通企画課総務係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成21年2月6日(金)から同月19日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成21年2月20日(金)午前10時

鳥取県警察本部第1会議室(鳥取県警察本部庁舎1階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年3月12日(木)午後1時45分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月11日(水)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)アの場所に平成21年3月6日（金）午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(4)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)イの場所に同年2月25日（水）午後3時まで提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、

次のとおり公告する。

平成21年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

高齢者講習通知業務 15,000件

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市千代水二丁目8 鳥取県交通総合センター

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務1件当たりの単価(10銭未満は切り捨てる。以下「業務単価」という。)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された業務単価をもって契約金額とし、業務委託料の請求に当たっては、業務単価に取扱件数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年2月25日(水)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年2月6日(金)から同年3月12日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第101条の4第2項及び第108条第1項並びに道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第31条の4の2の規定により、次のいずれにも該当する法人として公安委員会が認める法人であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。

ウ 1名以上の雇用者を委託業務の履行場所に配置できること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(3)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(4)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成21年2月6日(金)から同月19日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成21年2月20日(金)午後2時

鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課会議室(鳥取県交通総合センター1階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年3月12日(木)午後2時15分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月11日(水)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)アの場所に平成21年3月6日(金)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(4)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)イの場所に同年2月25日(水)午後3時まで提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、1の(5)の業務単価に1の(1)の予定数量を乗じて得た額(以下「業務見込額」という。)に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として業務見込額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

運転免許証更新通知業務 100,100件

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市千代水二丁目8 鳥取県交通総合センター

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務1件当たりの単価(10銭未満は切り捨てる。以下「業務単価」という。)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された業務単価をもって契約金額とし、業務委託料の請求に当たっては、業務単価に取扱件数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年2月25日(水)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年2月6日(金)から同年3月12日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第101条第3項及び第108条第1項並びに道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第31条の4の2の規定により、次のいずれにも該当する法人として公安委員会が認める法人であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

- (オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
イ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。
ウ 1名以上の雇用者を委託業務の履行場所に配置できること。
- 3 契約担当部局
鳥取県警察本部警務部会計課
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先
ア 2の(1)から(3)までに掲げるものに係るもの
〒680-8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課予算係
電話 0857-23-0110 (代)
イ 2の(4)に掲げるものに係るもの
〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8
鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係
電話 0857-23-0110 (代)
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)のアの場所で平成21年2月6日(金)から同月19日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。
- (4) 入札説明会の日時及び場所
平成21年2月20日(金)午後3時
鳥取市千代水二丁目8
鳥取県警察本部交通部運転免許課会議室(鳥取県交通総合センター1階)
- (5) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所に送付すること。
- (6) 入札及び開札の日時及び場所
平成21年3月12日(木)午後2時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月11日(水)午後5時までとする。)
鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)
- 5 入札参加者に要求される事項
- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)アの場所に平成21年3月6日(金)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、2の(4)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)イの場所に同年2月25日(水)午後3時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、1の(5)の業務単価に1の(1)の予定数量を乗じて得た額（以下「業務見込額」という。）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として業務見込額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。